

第6部会

年十月二十一日「奉差上置候御請書事」には、日扇に対して本尊書写の禁止、前年の安政五年十月に上梓した自著『菩提の直路』板木の召上、三途不成仏による折伏の禁止の三箇条を要求、日扇は受諾している。また、慶応四年八月「捨邪帰正之事」には、日扇を本能寺日意の弟子として再出家を認める条件として、本尊染筆の禁止と既存の本尊の召上、三途不成説の禁止、安政三年八月の自著『三途成不決断抄』及び関係著述の召上、師僧・本山への服従、教団批判の禁止の五箇条を誓わせている。つまり在家者である日扇に本尊を染筆し、信徒に授与する行為を、本山は許さなかった。しかも過去に染筆した本尊を本山へ提出させ、日扇が継承してきた教学や教化活動に対しても圧力をかけていることが確認できる。

三 日扇の教化活動と宗教的自覚

叙上のように、本山からの圧力があっても日扇は教化活動を変えることはなかった。なぜなら日扇が継承した教学あるいは法脈の正統を自負する強い宗教的意識がみられる。すなわち、明治十二年『受持即身成佛義』において、日扇は日蓮・日隆の教えを継承している使者、本仏釈尊の常住する寂光土から娑婆世界に顕れて来たとして位置づけている。また、明治十九年『要學三書傳・四』において日扇は、本仏釈尊の本意に叶うため、日蓮聖人の御意を継承するために「華洛本門佛立講」を開講しており、八品門流を復興した正統なる真実の在家講であるという強い宗教的自覚がみられるのである。

四 日扇の曼荼羅本尊授与について

このような日扇の強い宗教的自覚のもと、あらためて曼荼羅

本尊授与について『御本尊集』をたずねてみると、安政六年十月の「請書」提出の五年後にあたる元治元年春には本尊染筆がみられ、慶応四年の「誓紙」提出まで四十一点確認できる。また「誓紙」提出の二ヶ月後の明治元年十月には本尊授与がみられ、その後明治二十三年まで七五二点にわたる本尊が確認できることから、日扇は本山からの圧力に屈することなく活動したとみられる。

五 おわりに

このように日扇の曼荼羅本尊授与の視点から日扇の教化活動を照射するとき、これらの日扇の宗教的立場を表明する強い自覚は、日扇の教化活動の根幹にあたることを、本尊染筆の可否を問いたずねることによってより鮮明になったのである。

近世日蓮宗寺院文書にみる海防と寺院

——常忍寺文書を中心に——

木村 中一

日本において海防論が取り沙汰されるようになったのは十八世紀中頃、蝦夷に來たロシア人が松前藩に交易を求めたことからであると考えられる。当時幕府は鎖国政策を実行しており、この事件以降、諸外国からの積極的な進出を防ぐため、「海防」について激しく論議するようになる。当時の学識者たち、特に儒学者も声高に「海防」を訴え、諸国寺院に対し様々な「海防

策」を提示するようになる。その後、嘉永六年（一八五三）六月三日、突如浦賀にアメリカより軍艦四隻が侵入。翌日には水深測量を始め、六日には品川沖まで侵入し砲撃などを行って幕府に対し開国通商を求めた。世にいう「ペリー来航」である。

「海防」を論じていた幕府は、この急な事態になすすべ無くペリーよりの国書を受け取る。ペリーはこの返答を得るために約半年後に再度来航すると伝え、翌年安政元年（一八五四）に幕府の鎖国政策は「日米和親条約」締結という形で終焉を迎えるのである。しかしこれ以上の海外からの「侵入」は防ぎたい幕府は朝廷の名において同年十二月に「應以諸国寺院之梵鐘鑄造大砲小銃事」を發布し、諸外国からの侵入に対して実力行使ともいえる政策を布くのである。このような幕府からの資料は「海防資料」として現代に残るが、今回それらに対する寺院側の対応を日蓮宗寺院鳥取常忍寺に蔵される近世文書「触書」等より管見ながら考察し、寺院に担わされた「海防」に対する対応を常忍寺の一例を挙げ、少しく考察を加えたい。

鳥取常忍寺は山号を鷲峰山と称し、日蓮聖人の大檀越の一人である富木常忍生誕の地に養珠院お万の方の遺命を受けて建立されたという寺院であり、また村雲門跡・伏見宮より祈願所の扱いを受け、さらに大本山法華経寺より中山法華経寺末寺中由緒格別の由に付き本山格・永代聖人席客末、また公儀からは「諸役御免大公儀直触」という新寺としては破格の待遇を受け、このような山陰屈指の日蓮宗寺院である常忍寺は幕府より発布された「應以諸国寺院之梵鐘鑄造大砲小銃事」を受けて、安政二年（一八五五）十月十三日付けで飛び地支配であった丹

後久美浜役所より常忍寺住職に出頭要請が下される。時の常忍寺住職、信解院日長はこの要請に対し出頭を拒否し、代僧を代官所へと向かわせる。このように些細ではあるが梵鐘の供出に對し抵抗をみせる常忍寺であったが、役所より遣わされた書状には「叡慮」、つまり天皇よりの命であることが伺え、村雲門跡・伏見宮等の皇族との関係から、最終的に常忍寺は梵鐘供出に踏み切らざるを得ないのである。しかし常忍寺は当寺の梵鐘は古来の名器であると主張、さらに「諸国寺院ニ有之候梵鐘之儀、本寺之分、并古来之名器、時之鐘ニ相用候分相除」と、時の鐘とされる大梵鐘（後世、太平洋戦争時供出）の供出を拒否し、高さ二尺九寸の半鐘のみ提出という対応をとるのである。

これは『海防彙議補』に記される「御由緒御座候寺院の分は相除き、時の鐘に用ひ不申候と半鐘は太鼓番木に致し、銅器は竹木磁器ろ御引換有之度奉存候」の一文に乗っ取った対応であり、役所側も常忍寺の対応を認めたようである。

梵鐘供出という政策は寺院の歴史さえも揺るがすことであり、なんとしても抵抗すべき事態であったであろうことは時の常忍寺住職の対応を見ても伺うことができる。このような梵鐘供出についての寺院側の対応は管見の限り何点か確認できるが、ほぼ幕府に對し従順に供出して見ように見受けられ、常忍寺のような対応を見せる寺院の実態を見ることはできない。しかしこのような常忍寺の対応は強権を奮う幕府に對し寺院側としての当然の対応であると思われ、このような対応を見せた常忍寺の状態を示した文書は海防策に對する寺院側の対応として大変興味深いものである。